

景観重点地区の景観まちづくりを応援します！

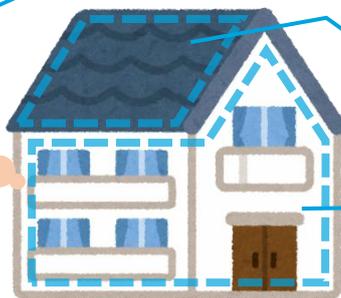
山形市景観重点地区 景観形成事業費補助金

どんな補助金？

山形市景観重点地区景観形成事業費補助金は、山形市景観計画 別冊〈景観重点地区編〉で目指す景観まちづくりの実現のため、建築物や屋外広告物、外構などの修景を行う場合に必要経費を補助します。

補助対象経費と補助率

住宅等修景事業（新築・増築・改築・大規模な修繕*・大規模な模様替*）



建築設計に要する経費

※住宅等の建築設計費全体が対象

屋根に要する経費

※外観に係る経費に限る

外壁に要する経費

※外観に係る経費に限る

補助率

2/3

補助金の限度額

屋根・外壁の総額で300万円

※「大規模な修繕」「大規模な模様替」とは、建築物の屋根又は外壁の過半にわたる修繕若しくは模様替をいいます。

色彩修景事業（周辺と著しく不調和な色彩の屋根や外壁の塗り替え・張り替え）



屋根の塗り替え・張り替えに要する経費

外壁の塗り替え・張り替えに要する経費

補助率

2/3

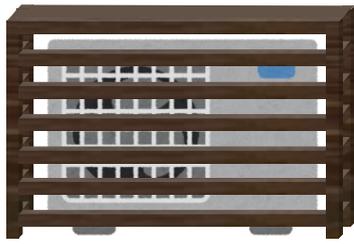
補助金の限度額

屋根・外壁の総額で300万円

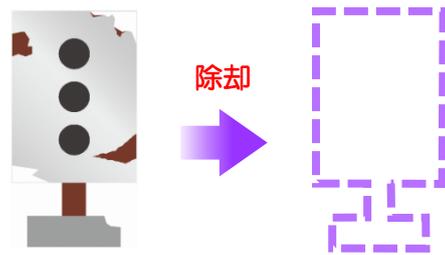
※色彩や経年劣化等により周辺景観に影響を与えている、または、その恐れがあるものに限りです。

建築設備等修景事業（屋外に露出し景観を阻害している建築設備や広告物等の除却・隠ぺい・改善）

建築設備の隠ぺい・改善



屋外広告物の除却・改善



補助率 **2/3**

補助金の限度額

建築設備・屋外広告物の総額で**50万円**

外構修景事業（門・塀・さく・植栽等の整備 ※原則、道路に面する部分に限る）



門・塀・さく・植栽等の整備

補助率 **2/3**

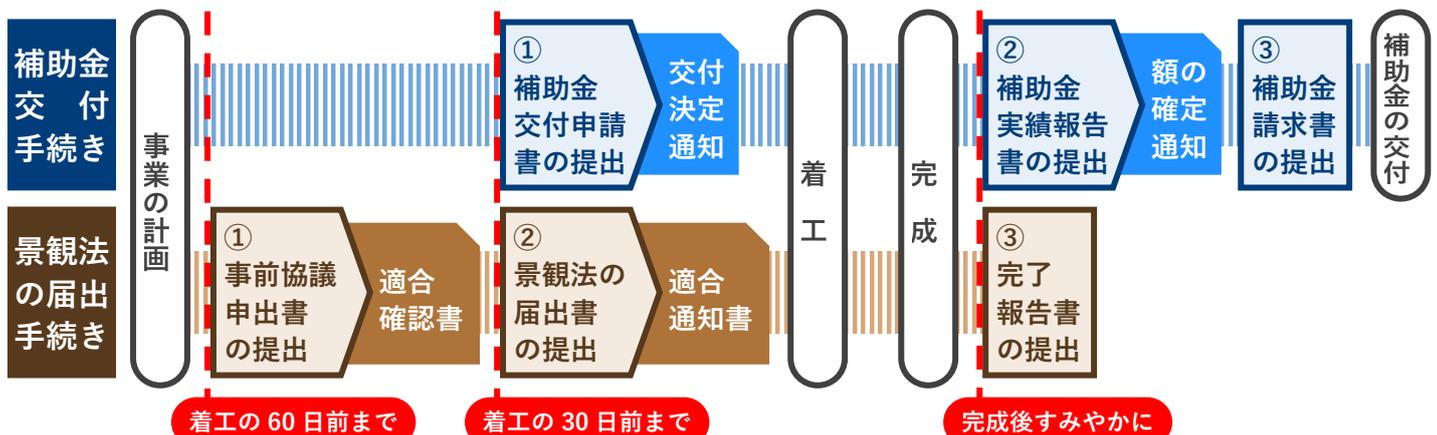
補助金の限度額

門・塀・さく・植栽等の総額で**50万円**

注意事項

- ▶山形市景観計画 別冊<景観重点地区編>への適合が交付の条件となります。
- ▶国の交付金事業のため、交付にはその他諸条件がある場合がありますので、詳細はご相談ください。
- ▶一の敷地に対する補助金の額の合計は、**400万円（建築物300万円+建築設備・屋外広告物50万円+外構50万円）**を限度とします。 ※最初に補助金の交付を受けてから10年間の限度額
- ▶一の敷地に対する住宅等修景事業と色彩修景事業を合わせた補助金の額の合計は、**300万円**を限度とします。 ※最初に補助金の交付を受けてから10年間の限度額
- ▶補助金の交付を受けた物件は、建築物については**10年**、工作物、建築設備、屋外広告物、外構等については**5年**の間、**良好な保守、保全に努めなければなりません。**

補助金等の手続きの流れ



山形市まちなみデザイン課 ☎023-641-1212（内線512）